

留学プログラム約款

I. 基本約款

第1条 (約款)

申し込み希望者は、本基本約款及び該当する個別約款(Ⅱ. 専門課程プログラムまたはⅢ. 長期語学留学プログラム)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます)に対し、専門課程プログラム、語学留学プログラムに含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申し込みます。本基本約款に加えて、申し込み留学プログラムにより、専門課程プログラム、語学留学プログラムの個別約款から該当するものが適用されます(以下、基本約款と該当する個別約款を合わせて「約款」といいます)。

第2条 (契約の申し込みと成立)

(1) 本約款における申し込み希望者による留学プログラムの契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「留学プログラム申し込み書」を作成・提出し、かつ第6条(1)項に基づく所定の「プログラム費」を支払い、当社がその「留学プログラム申し込み書」の提出及び「プログラム費」の受領を確認し、当社が承諾したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます)。

(2) 留学先学校または研修機関先(以下「研修先」といいます)が決定し、留学手続きを開始するとき、当社はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨の書面(留学手続き引受確認書)を発送します。または、電子的通知によりご連絡する場合があります。

第3条 (拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みが必要場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

(1) 申し込み者の日本での学業成績が留学先の定める評定値に達していないとき申し込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めるとき。

(2) 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者(両親等)の同意がないとき。

(3) 申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかとき。

(4) 申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。

(5) 申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。

(6) 各留学プログラム個別約款の「拒否事由」が認められる場合。

(7) その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条 (プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験なびに個別約款、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが英語力・カウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、個別約款にて別途明示されている場合を除き、申し込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等を受けたり、その他留学先にあるいは留学修了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款に定めてある場合を除き、プログラム費の返還はいたしません。このプログラムの有効期限は、申し込み日から出発までの最長2年間です。

この留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。

(1) 学校選択
申し込み者は、申し込み者の希望留学先及びコース選択を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申し込み者の意思により1校選択します。

(2) 各種手続きの代行

①入学手続き
各留学プログラムの個別約款に定められた入学の手続きを行います。

②滞在先手続き
当社は、申し込み者が留学する際の寮・ホームステイ滞在等の申し込み手続きを代行いたします。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮などの滞在施設を持たない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在手続きの代行はいたしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ先以外の滞在手続きの代行はいたしません。専門課程プログラムの英語コース付きに申し込みの場合、手続き代行可能な語学コース中の滞在先については、申し込み手続きを代行しますが、専門プログラムに正式入学した後の滞在先の手配は、申し込み者自身が現地にて行うものとします。

希望留学先によっては、申し込み者の出発日以前に寮またはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合もあります。当社の責任によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

③渡航手続き
希望者は、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を配ります。航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の手配旅行契約の部、渡航手続代行契約の部ならびに当社の航空券取扱条件書等に準じます(旅行取扱：株式会社留学ジャーナル観光庁長官登録旅行業第1695号)。

④留学費用の支払い
当社は、第6条(2)項に定める希望留学先等への留学費用の支払い手続きを送金あるいは銀行小切手の送金により代行します。ただし、専門課程の条件付き入学(以下「英語コース付き」といいます)の場合は、英語コースのみ支払い手続き代行の対象とする場合があります。申し込み者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。希望留学先については、授業料、部屋代、食費などの事前給付(1)送金または銀行小切手によって支払う場合、(2)現地地でトラベラーズチェックによって支払う場合があり、(3)場合当社は、原則として(1)の方法によってのみ代行いたします(第8条の為替

変動もご参照ください)。トラベラーズチェックにて支払う必要がある場合、申し込み者は、事前にトラベラーズチェックをご自身でご用意の上、現地に希望留学先に直接お支払いください。また専門課程の場合は、取得を希望する授業単位の単位数によって授業料は異なりますので、当社では概算で請求することがあります。さらに、寮などを利用する場合も、利用する部屋のタイプによって寮費が異なりますので、当社では概算で請求することがあります。

⑤外貨購入の紹介
留学費用の支払いにトラベラーズチェックを必要とする場合、当社はトラベラーズチェックの購入方法ならびに購入先をご紹介します。

⑥海外留学保険加入手続き
当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、アメリカの大学・2年制大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け入れている学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ加入されるようおすすめします。なお、海外留学保険は別途料金となります。

⑦パスポート申請書類
申し込み者が希望する場合、当社の指定する旅行代理店が、パスポート申請書類を別途定める「旅券・査証手配条件書」に準じて、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請及び受領時は、申し込み者本人が所轄官庁に出向しなければなりません。

⑧ビザ取得手続き
留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「旅券・査証手配条件書」に準じ、別途料金にて行います。留学国や申し込み者の居住地域によって、または渡航予定日までに十分な時間が無い場合は、ビザの代理申請等ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑨必要書類の翻訳
第5条に定める留学手続きに必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当社は英語・フランス語に限り預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本(抄本)を別途料金にて翻訳いたします。翻訳料は、第6条(5)項⑤に定めるところです。

(3) オリエンテーション
当社は、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方などを紹介した小冊子の配布、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイスを、「生活準備講座」(出発前の最終ガイダンス)等を通じ、また出発後は緊急時対応の「留学ジャーナルチューデントプロジェクト」により、オリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費も、申し込み者の負担となります。

(4) 留学ジャーナルチューデントプロジェクト
留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルチューデントプロジェクト」を実施します(電話によるアドバイスは、AIG インターナショナル・サービスセンター(AIGIS)が行います)。

(5) 当社の留学ローンの紹介・申し込み代行
当社は、提携金融機関により留学費用等の貸付を行う留学ローンの紹介・申し込みを代行いたします。詳細は、希望者に後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間が無い場合、留学ローンを利用できない場合があります。

第5条 (必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語に必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

第6条 (諸費用)

(1) プログラム費
各留学プログラムの個別約款第3条(諸費用)に定めるプログラム費を本第2条及び第9条に記載通りお支払いいただきます。なお、個別約款に定めた各プログラム費には、消費税が含まれます。

また、各プログラム費には、本条(2)項〜(6)項の各種費用は含まれていません。

(2) 留学費用
当社は、希望する留学先への入学手続きに必要な費用としての出願料や滞在申込金、授業料及び入学登録料、ホームステイ・寮に関連する費用、食費、航空料金、空港送迎料(空港送迎が必要かつ可能な場合のみ)、その他申し込み者の留学期間中に必要となる費用(以下、これらを「留学費用」と総称します)を希望留学先などから当社に寄せられた最新の資料に基づいて算出し、申し込み者に請求いたします。申し込み者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。なお、留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(3) 宿泊費
申し込み者のスケジュールの関係上、申し込み者は、出発地、途中経由地ならびに現地にホテルなどの宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行いますが、その宿泊にかかるとして申し込み者の負担となります。宿泊費用は、特に指定のない限り申し込み者が直接宿泊先にお支払いください。

(4) 緊急連絡費
申し込み者またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所の緊急連絡をお引き受けいたします。その際にかかるとして、相手国を問わず1件1回あたり5,250円(税込)にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

(5) 渡航手続の代行
上記で定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、標準旅行業約款の手配旅行契約の部ならびに渡航手続代行契約の部に準じ、別途渡航手続代行料金を受取ることにより次に掲げる業務を行うことができます。なお、渡航手続代行に関する業務及びそれらを行う料金は、別途ご案内する各種条件書(航空券取扱条件書、旅券・査証手

配条件書等)に準じます。

1 旅券・査証、再入国許可等に関する手続き
2 出入国手続書類の作成
3 航空券手配に付随する手続き
4 海外留学保険の手配
5 預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書、戸籍謄本または抄本等必要書類の翻訳
なお、翻訳については以下の費用(税込)を受取ることにより申し受けます。

翻訳料(1通あたり)	英語	フランス語
・預金残高証明書	7,350円	8,400円
・卒業証明書	7,350円	10,500円
・成績証明書(大学・短大・高専のもの)	15,750円	21,000円
・戸籍謄本(抄本・英語のもの)	12,600円	21,000円

(6) その他の諸費用
本条(1)項から(5)項で定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に対して、別途手配、請求いたします。申し込み者は、当社から下記費用の支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払うものとします。

①海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料
②その他、当社が申し込み者に対して、本条に記載する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用

第7条 (申し込み後の変更と変更手数料)

申し込み者の都合により、留学先へ依頼を要する申し込み内容を変更する場合(ご出発後の変更も含む)は、各留学プログラムの個別約款に定める変更手数料が必要です。なお、個別約款に定められた変更手数料には、消費税が含まれています。

(1) 留学手続きをした結果、第13条(1)項の①②③に定める事由によって留学が不能となった場合において、申し込み者が留学条件を変更して再度留学手続きを行うことを希望したとき、当社は本条の変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続きを行います。

(2) 空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,150円(税込)を別途申し受けます。

第8条 (為替変動)

当社が本約款に基づき、申し込み者に代行して希望留学先に送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算はいたしません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は、申し込み者自身が用意するトラベラーズチェックにての支払いとなります。

また、申し込み者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先への入学を取りやめたときに希望留学先から申し込み者に対して返還される費用がある場合、当社にかかる費用を申し込み者によって代理受領し、かかる費用を当社が選択する日のTTBレートにて換算した上で、申し込み者に返還するものとします。

第9条 (支払い)

申し込み者は、第6条ないし第7条に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定める場合の他、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返還いたしません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責任によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い元との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振込手数料」といいます)ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

第10条 (申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、留学プログラム契約の申し込み後留学プログラム契約を解約する場合は、各留学プログラムの個別約款の定めに基づき、申し込み者に対する返金の手続きを行います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手続手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担となります。また、当社がこれを立て替えたときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

第11条 (各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができない場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済み費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手続手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものと、別途当社から請求いたします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第12条 (当社からの解約)

(1) 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は当社の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要書類を送付しないとき。

②申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用

の支払いを行わないとき。

③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。

④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。

⑥その他、当社がやむを得ない事由があると認めたとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第13条 (免責事項)

(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合は希望留学先の正式入学ができなかった場合及び発給日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。①申し込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合。②申し込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在できない場合。③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合。④申し込み者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合。⑤申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。⑦天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体を安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。⑧申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合。⑨申し込み者が、本約款に違反したとき。

⑩その他各プログラムの個別約款「免責事項」に例示されている事由に該当する場合。

(2) 「留学ジャーナルスチューデントプロデクション」の業務は、AIGインターナショナル・サービス (AIGIS) が行います (渡航後帰国まで、最長1年間)。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスを行います。当社はその内容に何らの保証をするものではありません。

(3) 第4条(5) 項に基づき当社による留学ローンの紹介、申し込み手続き代行において、当社は申し込み者の資格審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。(4) 申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは希望留学先の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

(5) 当社は、希望留学先・語学コースから当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先・語学コースの事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更については一切その責任を負いません。

第14条 (損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第15条 (前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を講じております。当社は、留学に係る費用の内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。詳細は、別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全について」をご参照ください。

また、旅行業法にて対象となる飛行機代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を当社は取得していることにより、日本旅行業協会にも非済業務保証金分担金を供託しています。これにより、同協会判断の基対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第16条 (守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学プログラムの目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにも、当申し込み書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第17条 (個人情報取扱について)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1) 個人情報の取得及び利用について
当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要と限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報と第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持するために適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について
申し込み者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情

報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、申し込みをする際には、留学先への入学手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終卒業成績、健康診断書、財政証明書等をご提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提供いただくか否かについては、申し込み者自身が選択できるものであり、申し込み者自身に判断を委ねます。その他当社では、よりよい留学商品の開発のためのマーケティング分析やアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等申し込み者にお届けするため、あるいは、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申し込み者の個人情報を利用していただく場合があります。なお、申し込み者から提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3) 個人情報の第三者提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業(航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社等の業務委託先)に開示いたします。ただし、次の申し込み者の情報を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
②法令により開示が求められた場合
③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
(4) 個人情報の管理について
当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正なセキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について
当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6) 個人情報保護管理者
当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。
管理本部 部長 矢島和雄
連絡先：03-5312-4421(代) (平日のみ 10:00~18:00)

第18条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第19条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。また、各条項にて記載されている消費税込の金額は%の消費税が含まれていますが、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更となります。

第20条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第21条 (発効期日)

本約款の内容は、2012年3月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。

Ⅱ. 専門課程プログラム個別約款

「専門課程プログラム」に申し込みの場合、「留学プログラム約款Ⅰ. 基本約款」の第1条から第21条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条 (プログラムの種類)

「専門課程プログラム」の場合、申し込み者において希望留学先及びプログラムの指定の英語力を満たしている場合には、当社が紹介する専門学校、または大学・2年制大学で行われている1年以内で修了可能な専門学校への入学申し込み手続きを行います。申し込み者において指定の英語力に達していない場合は、「英語コース付き」の手続きを行います。申し込み者の希望により許可されたプログラム前に英語研修を申し込み場合も「英語コース付き」となります。

第2条 (プログラムの範囲)

「専門課程プログラム」では、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを代行します。「専門課程プログラム」で、「英語コース付き」は、専門課程からの許可証に加え、希望または指定の英語学校から入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを代行します。出願時に指定の英語力に満たない場合は、希望留学先から「英語力が基準を満たした段階で入学を認める」との案内通知を取り寄せ、当該希望留学先が指定する語学コースへの入学申し込み手続きを代行します。その後、申し込み者が語学コースに入学して、希望留学先の付した条件を満たした際の正式入学の申し込み手続きは、申し込み者自身が行うものと

します。専門課程の出願校決定を保留し、語学学校への留学をする場合、指定の都市においてのみ現地オフィスでのカウンセリング及び手続き代行が可能です。

第3条 (諸費用 ※下記料金には消費税が含まれます。)

「専門課程プログラム」のプログラム費は157,500円です。また、「英語コース付き」のプログラム費は210,000円です。希望する専門学校の分野により、出願可能な学校の有無を調査するために、一部金として31,500円のみをお支払いいただきます。リサーチを開始することがあります。なお、この金額はプログラム費の一部に充当されます。

第4条 (変更手数料 ※下記料金には消費税が含まれます。)

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間などの留学条件を変更する場合(ご出発後の変更も含む)は、変更手数料が必要です。「専門課程プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき84,000円となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です(留学出発後も適用となります)。

第5条 (申し込み後の取消と返金 ※下記料金には消費税が含まれます。)

(1) 申し込み日から起算して7日以内の取消
すでに出願手続きを受諾・開始している場合を除きすべて返金いたします。出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
(2) 申し込み日から起算して8日以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消料
取消料31,500円とすでに出願手続きを開始している場合は入学申請にかかる費用で取消できないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
(3) 「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消
取消料52,500円と入学申請にかかる費用で取消できないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
(4) 「留学手続き引受確認書」発送後11日以降30日以内の取消
取消料105,000円と入学や滞にかかる費用で取消できないものを差し引き、返金いたします。
(5) 「留学手続き引受確認書」発送後31日以降出発前日までの取消
第3条(諸費用)で定めるプログラム費全額が取消料となり、さらに入学や滞にかかる費用で取消できないものを別途請求いたします。
(6) 出発日以降の取消
返金は一切いたしません。

Ⅲ. 長期語学留学プログラム個別約款

「長期語学留学プログラム」に申し込みの場合、「留学プログラム約款Ⅰ. 基本約款」の第1条から第21条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条 (プログラムの種類)

「長期語学留学プログラム」とは、語学コースの開始日から起算して終了までの期間(以下「留学期間」といいます)が8週間を超えるものをいいます。

第2条 (プログラムの範囲)

長期語学留学プログラムの場合、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを代行します。

第3条 (諸費用 ※下記料金には消費税が含まれます。)

「長期語学留学プログラム」のプログラム費は84,000円です。一度に2校以上申し込みの場合、2校目以降の手続き代行料は、1校につき52,500円となり、通常のプログラム費に加算されます。

第4条 (変更手数料 ※下記料金には消費税が含まれます。)

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、変更手数料が必要です。「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき52,500円となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です(留学出発後も適用となります)。

第5条 (申し込み後の取消と返金 ※下記料金には消費税が含まれます。)

(1) 申し込み日から起算して7日以内の取消
すでに出願手続きを受諾・開始している場合を除きすべて返金いたします。出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消できないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
(2) 申し込み日から起算して8日以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消料
取消料31,500円とすでに出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消できないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
(3) 「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消
取消料52,500円と入学申請にかかる費用で取消できないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
(4) 「留学手続き引受確認書」発送後11日以降出発前日までの取消
第3条(諸費用)で定めるプログラム費全額が取消料となり、入学や滞にかかる費用で取消できないものを別途請求いたします。
(5) 出発日以降の取消
返金は一切いたしません。

※「ワーキングホリデーサポートプログラム」にお申し込みの場合、別途お渡しのワーキングホリデーサポートプログラム約款に同意していただきます。